重 要　お子様が感染症にかかったとき

いずれも乳幼児が日常、くりかえし感染しやすい病気です。集団での発症や流行をできるだけ防ぐためにも、発熱や発疹など、感染が疑われる症状がある場合には、早めの医療機関の受診にご協力をお願いいたします。

感染症と診断されたら、まずは園にご連絡をお願いします。
病名が**［1］~［4］**のどれに属しているかを確認し、ご対応ください。
感染症の種類によって、登園再開日に持参する書類が異なります。いずれも園のHPでダウンロードできます。書面でお渡しすることもできます。

感染症［1］：「意見書」（医師記入：別紙１）
感染症［2］：「登園届」（保護者記入：別紙２）
［3］ インフルエンザ：インフルエンザ経過報告書（保護者記入）
［4］ 新型コロナウイルス感染症: 新型コロナウイルス感染症経過報告書（保護者記入）

［1］お子様の症状が回復し、担当医から集団生活に支障がないと判断されて登園を再開する際には、医師に「意見書」を書いてもらい、園に提出をお願いします。
＊「意見書」の文書代は医療機関により異なります。医療機関にお尋ねください。

［2］は、感染の診断を受けた際に担当医から「集団生活に支障がない状態」を確認します。その状態にお子様の症状が回復したら保護者が「登園届」を記入して登園します。感染症の治癒確認のための再受診は特に求めません。
［3］［4］それぞれの経過経過報告書を園または市のHPでダウンロードするか園から受けて保護者が記入をお願いします。インフルエンザは症状が出た翌日から5日かつ解熱した翌日から2日目まで、新型コロナウイルス感染症はは症状が出た翌日から5日かつ症状が軽快した翌日まで自宅安静し、経過報告書を持って登園します。感染症の治癒確認のための再受診や証明は特に求めません。（詳細は別紙）

2023.6.1改訂

重 要　お子様が感染症にかかったとき

いずれも乳幼児が日常、くりかえし感染しやすい病気です。集団での発症や流行をできるだけ防ぐためにも、発熱や発疹など、感染が疑われる症状がある場合には、早めの医療機関の受診にご協力をお願いいたします。

感染症と診断されたら、まずは園にご連絡をお願いします。
病名が**［1］~［4］**のどれに属しているかを確認し、ご対応ください。
感染症の種類によって、登園再開日に持参する書類が異なります。いずれも園のHPでダウンロードできます。書面でお渡しすることもできます。

感染症［1］：「意見書」（医師記入：別紙１）
感染症［2］：「登園届」（保護者記入：別紙２）
［3］ インフルエンザ：インフルエンザ経過報告書（保護者記入）
［4］ 新型コロナウイルス感染症: 新型コロナウイルス感染症経過報告書（保護者記入）

［1］お子様の症状が回復し、担当医から集団生活に支障がないと判断されて登園を再開する際には、医師に「意見書」を書いてもらい、園に提出をお願いします。
＊「意見書」の文書代は医療機関により異なります。医療機関にお尋ねください。

［2］は、感染の診断を受けた際に担当医から「集団生活に支障がない状態」を確認します。その状態にお子様の症状が回復したら保護者が「登園届」を記入して登園します。感染症の治癒確認のための再受診は特に求めません。
［3］［4］それぞれの経過経過報告書を園または市のHPでダウンロードするか園から受けて保護者が記入をお願いします。インフルエンザは症状が出た翌日から5日かつ解熱した翌日から2日目まで、新型コロナウイルス感染症はは症状が出た翌日から5日かつ症状が軽快した翌日まで自宅安静し、経過報告書を持って登園します。感染症の治癒確認のための再受診や証明は特に求めません。（詳細は別紙）

2023.6.1改訂

重 要　お子様が感染症にかかったとき

いずれも乳幼児が日常、くりかえし感染しやすい病気です。集団での発症や流行をできるだけ防ぐためにも、発熱や発疹など、感染が疑われる症状がある場合には、早めの医療機関の受診にご協力をお願いいたします。

感染症と診断されたら、まずは園にご連絡をお願いします。
病名が**［1］~［4］**のどれに属しているかを確認し、ご対応ください。
感染症の種類によって、登園再開日に持参する書類が異なります。いずれも園のHPでダウンロードできます。書面でお渡しすることもできます。

感染症［1］：「意見書」（医師記入：別紙１）
感染症［2］：「登園届」（保護者記入：別紙２）
［3］ インフルエンザ：インフルエンザ経過報告書（保護者記入）
［4］ 新型コロナウイルス感染症: 新型コロナウイルス感染症経過報告書（保護者記入）

［1］お子様の症状が回復し、担当医から集団生活に支障がないと判断されて登園を再開する際には、医師に「意見書」を書いてもらい、園に提出をお願いします。
＊「意見書」の文書代は医療機関により異なります。医療機関にお尋ねください。

［2］は、感染の診断を受けた際に担当医から「集団生活に支障がない状態」を確認します。その状態にお子様の症状が回復したら保護者が「登園届」を記入して登園します。感染症の治癒確認のための再受診は特に求めません。
［3］［4］それぞれの経過経過報告書を園または市のHPでダウンロードするか園から受けて保護者が記入をお願いします。インフルエンザは症状が出た翌日から5日かつ解熱した翌日から2日目まで、新型コロナウイルス感染症はは症状が出た翌日から5日かつ症状が軽快した翌日まで自宅安静し、経過報告書を持って登園します。感染症の治癒確認のための再受診や証明は特に求めません。（詳細は別紙）

2023.6.1改訂

（別紙１）

感染症［1］：医師の「意見書」

下表の感染症にかかった場合の対応

感染症の疑いがある場合は、専門医の治療を受けて下さい。症状が回復し集団生活に支障がないと医師により判断された場合、医師が記入した「意見書」（右）を園に提出して下さい。（※意見書については文書代がかかります。文書代は医療機関により違いますので、医療機関にお尋ねください。）

感染症の種類と出席停止期間の基準

	病　名	出席停止期間の基準
第1種	ペスト・ジフテリア・ポリオ	完全に治癒するまで
	痘そう・クリミア・コンゴ出血熱	
	エボラ出血熱・南米出血熱	
	ラッサ熱・マールブルグ病	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	特定鳥インフルエンザ	
第2種		
	百　日　咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌性物質製剤治療が終了するまで
	麻　疹　（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風　疹　（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水　痘　（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かさぶたになる）するまで
	咽頭結膜熱　（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結　核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢・腸チフス・コレラ	
	パラチフス・流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	

表は「学校保健安全法施行規則」より

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

病　名	感染しやすい期間	登園のめやす
百　日　咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失すること。または適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
麻　疹（はしか）	発症１日目から発しん出現後の４日後まで	解熱後、３日を経過していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
風　疹（三日ばしか）	発しん出現の７日前から７日後	発しんが消失していること
水　痘（水ぼうそう）	発しん出現１～２日前からかさぶた形成まで	すべての発しんがかさぶた化していること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後、２日を経過していること
結　核	―	医師により感染の恐れがないと、認められていること
腸管出血性大腸菌感染症（ベロ毒素を産生する菌）	―	医師により感染の恐れがないと、認められていること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
急性出血性結膜炎	―	医師により感染の恐れがないと、認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎		

表は「保健所における感染症対策ガイドライン」より

出席停止の日数の数え方

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば 解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日 から登園許可となります(図)

（図）「出席停止期間：解熱した後３日を経過するまで」の考え方

2023.6.1改訂

医師の意見書 ※医師にご記入をお願いして下さい。

意　見　書

園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日より登園可能と判断します。

記

（　）麻疹 はしか　（　）風疹 三日ばしか　（　）水痘 水ぼうそう

（　）流行性耳下腺炎 おたふくかぜ　（　）咽頭結膜熱 プール熱

（　）流行性角結膜炎　（　）百日咳

（　）腸管出血性大腸菌感染症 O157. O26. O111 等　（　）結核

（　）急性出血性結膜炎　（　）髄膜炎菌性髄膜炎

（　）その他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印またはサイン

学校法人 富士中央幼稚園 園長殿

（別紙２）

感染症［2］：保護者の「届出書」

下表の感染症にかかった場合の対応

感染症の疑いがある場合は、専門医の治療を受けて下さい。
感染の診断を受けた際に担当医から「集団生活に支障がない状態」を確認し、その状態にお子様の症状が回復したら保護者が右の「登園届」に記入して登園します。感染症の治癒確認のための再受診は特に求めません。

	病　　名	登園のめやす
第3種 その他	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

表は「保健所における感染症対策ガイドライン」より

下記については「登園届」は必要ありませんが、医療機関を受診して下さい。
感染する可能性がある間はお家で配慮して過ごしましょう。

病　　名	感染しやすい期間と対応
アタマジラミ	発症を確認したら薬等で駆除。駆除を開始して数日間は感染しやすい。毎日シャンプーを行い、目の細かいクシでていねいにすき、シラミや卵を取り除く。
水いぼ	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆する。
とびひ	浸潤な発しんがある間は感染しやすい。掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆する。

表は「保健所における感染症対策ガイドライン」より

2023.6.1改訂

保護者の届け出 ※医師の診断を受け、回復後に保護者が記入

感染症治癒　登園届

病状も回復し、担当医に確認した「集団生活に支障がない状態」になりましたので、＿＿年＿＿月＿＿日より登園いたします。

（感染症診断日）　　（医療機関名）

＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を受診

病名

（　）溶連菌感染症　（　）手足口病　（　）リンゴ病
（　）ヘルパンギーナ　（　）マイコプラズマ肺炎
（　）ウイルス性胃腸炎 ノロ・ロタ・アデノ　（　）RSウイルス感染症
（　）帯状疱疹　（　）突発性発疹

＿＿年＿＿月＿＿日

学　年　年長・年中・年少・満３歳・２歳・１歳

園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自著）

学校法人 富士中央幼稚園 園長殿